

令和7年度石巻市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令」（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、市長部局、議会事務局及び地方自治法第180条の5に規定する委員会における物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な市内の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所、施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

- (2) 障害者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、事業者が障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定基準を満たすものとして、厚生労働大臣の認定を受けた特例子会社の事業所（障害者優先調達推進法施行令第1条第1号）

イ 次の（ア）から（ウ）を満たし、対象障害者を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業所（障害者優先調達推進法施行令第1条第2号）

（ア） 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である障害者の雇用者数が5人以上

（イ） 当該事業所の障害者の割合が従業員の20%以上

（ウ） 当該事業所の雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う在宅就業障害者

イ 障害者雇用促進法第74条の3に規定する在宅就業支援団体

(4) その他

共同受注窓口：特定非営利活動法人 みやぎセルフ協働受注センター

物品等の調達を宮城県内の障害者就労施設等にあつせん、仲介する等の業務を行い、必要な情報収集の活用も可能

(石巻市内障害者就労施設等提供可能物品等リストに記載)

5 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、調達の対象となる障害者就労施設等が供給する物品及び役務とする。

6 調達の目標

令和7年度は、令和6年度に障害者就労施設等から調達した物品及び役務の実績を上回ることを目標とする。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、会計年度終了後に市ホームページ等により公表する。

8 調達の推進方法

市は、物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組みを行うものとする。

(1) 市の全ての組織に対して、障害者優先調達推進法及び調達方針の周知と啓発を図ること。

(2) 障害者就労施設等から調達可能な物品及び役務の情報を収集し、市の全ての組織に対して提供をすること。

(3) 障害者就労施設等から調達した実績のある物品及び役務については、引き続き調達を行うよう働きかけること。

(4) 障害者就労施設に対して、受注機会の拡大に向けた取組みに努めること。

(5) 障害者就労施設等からの優先調達に当たっては、事務用消耗品に限らず、イベント等での啓発用物品や記念品の活用など調達可能な物品を調達すること。

9 担当窓口

調達方針に関する担当窓口は、保健福祉部障害福祉課とする。

10 その他

(1) イベント等での販売機会の確保

市は、物品等の調達のほか、市及び関係団体が実施するイベントでの障害者就労施設等の物品の販売機会の確保に努めるものとする。

(2) 庁舎内のスペースの活用

市は、所有する施設のスペースを活用した障害者就労施設等からの物品販売等について、積極的に検討する。

(3) 指定管理先の協力

市と指定管理者制度による施設等管理運営委託協定を締結している指定管理者に対しても、障害者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

(4) 親睦団体等における物品の購入の確保

公費による物品等の調達のほか、親睦団体等においても障害者就労施設等からの物品等の購入が図られるよう理解と協力を求める。(例：弁当、食事会や各種宴会、親睦団体レクリエーションの際の記念品、景品等)